



# 障がい者就職支度金のご案内！

しょう かた いっぱんしゅうろう さい ひつよう しなもの こうにゆう あ したくきん しきゅう  
障がいのある方が、一般就労する際に必要となる品物の購入に充てるため、支度金を支給しています。

へいせい ねん がつ いちぶたいしゅうようけん か  
※平成23年4月から、一部対象要件が変わりました。

しゅうしょく かいしゃ かげつじょうけいぞく こよう きかん のぞ こよう み こ つぎ  
就職した会社に6ヶ月以上継続(トライアル雇用の期間を除く)して雇用される見込みのある次の2  
つ要件を満たす方に就職支度金を支給します。

## ● 対象者は・・・

ねんれいとうようけん つぎ がいとう かた  
※ 年齢等要件：次の1から3のいずれかに該当する方

- 1 30歳未満の方
- 2 就労移行支援事業又は就労継続支援事業を経由して就職した方(65歳未満の方に限る)
- 3 障害者職業能力開発校を卒業して3年以内の方(65歳未満の方に限る)

しょうがいようけん つぎ がいとう かた  
※ 障害要件：次の1から4のいずれかに該当する方

- 1 1級～4級の身体障害者手帳をお持ちの方
- 2 療育手帳をお持ちの方
- 3 1級又は2級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- 4 発達障がいにより日常生活又は社会生活に制限があると医師に診断された方

## ● 支度金の金額は・・・

えん  
※ 20,000円です。

## ● 申請方法は・・・

しゅうしょく ひ かげつない ひつようしよるい そ おだわらしやくしよ しょう ふくしか まどぐち ばん しんせい  
※ 就職した日から6ヶ月以内に必要書類を添えて、小田原市役所障がい福祉課(窓口13番)で申請してください。

### ひつようしよるい (必要書類)

- おだわらしょうがいしゃしゅうしょくしたくきんしきゅうしんせいしよ せいきゅうしよ  
◆ 小田原市障がい者就職支度金支給申請書・請求書
- しゅうしょくしよめいしよ  
◆ 就職証明書
- しんたいしょうがいしゃてちやう りやういくてちやう せいしんしやうがいしゃほけんふくしてちやう  
◆ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- はつたつしやう かた い し しんだんしよ いけんしよとう  
◆ 発達障がいの方は、医師の診断書・意見書等
- みとめいん  
◆ 認印
- よきんつうちやう こうざばんごう わ しよるい  
◆ 預金通帳(口座番号の分かる書類)
- た しょうがいふくし じきしゅうしやう そつぎやう しゅうりやう しょうめいしよ  
◆ その他(障害福祉サービス受給者証、卒業(終了)証明書など)

※ 書類は、障がい福祉課にあります。

### ちゅうい 【ご注意】

したくきん しきゅう かい  
支度金の支給は、1人1回のみです。

おだわらしょう ふくしか  
小田原市障がい福祉課

と あ さき  
問い合わせ先： 0465(33)1467